



# 大船渡労働基準署 ニュース

立春の候 大船渡労働基準監督署 署長 西村 浩二

暦の上では2月4日に立春を迎え、これから少しずつ寒さが和らぎ春の訪れが近づき始めようとする時期となりましたが、皆様はいかがお過ごしでしょうか。

さて、大船渡市における寒さのピークは、気象庁のデータによると最低気温は2月1日が最も低く-2.8度だそうです。気象データ上は、これから寒さが緩み始めるとはいえ、昨年中は2月中旬から下旬にかけて何回か、最低気温が-5℃近くまで冷え込んだ日があったようですから、今年もまだ冬季における転倒災害に対する油断は禁物です。冬季における転倒災害は、夕方以降の会社駐車場で多く発生する傾向があります。あらためて自社敷地内の駐車場の夜間照明は明るさが十分か、自社建物の出入口付近に何らかの転倒（凍結）防止対策はあるか等について再点検をしてみましょう

## 令和7年2月1日～2月28日は 令和6年度化学物質管理強調月間です！

従来の化学物質管理は、特定化学物質障害予防規則等の特別規則等により規制されてきました。しかしながら、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類あるなか、特別規則で規制されている物質は数万種類のある化学物質のうち、ほんの一部です。また、化学物質による休業4日以上労働災害（がん等の遅発性疾病を除く）のうち、特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占める状況となっています。特別規則による規制の対象となっていない物質の中には、危険性・有害性が不明なものもあります。

こうした現状を踏まえ、特別規則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が化学物質の危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、化学物質へのばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施することとなっています。

こうした規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和8年4月から約2900物質が規制の対象となりますが、これに伴い、対策を講ずべき事業場の範囲が、従来の製造業中心から第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大します。

今後は、業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行うすべての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理していく必要があります。

このような背景を踏まえ、厚生労働省は、令和6年度化学物質管理強化月間を以下のスローガンの下で展開します。

### 正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう

#### 実施事項

- (ア) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認
- (イ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底
- (ウ) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等
- (エ) 化学物質管理者の選任状況の確認
- (オ) 日常の化学物質管理の総点検
- (カ) 事業者又は化学物質管理者による職場巡視
- (キ) スローガン等の掲示
- (ク) 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- (ケ) 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

岩手労働局のホームページから令和6年度化学物質管理強調月間の実施要項をダウンロードすることが可能です。



